

議案第 2 2 号

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例

第 1 条 渋川市通学バス条例（平成 2 3 年渋川市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次」を「、次」に改め、同項の表 1 の項及び 2 の項を次のように改める。

1	五輪平線	五輪平～古巻公民館	有馬地区の一部 行幸田地区の一部
2	上村線	神田原～上川島～金島小学校	祖母島地区の一部 川島地区の一部

第 2 条第 1 項の表 4 の項を次のように改める。

4	祖母島線	祖母島北部～上川島～金島小学校	祖母島地区の一部 川島地区の一部
---	------	-----------------	------------------

第 2 条第 1 項の表 7 の項から 1 2 の項までを次のように改める。

7	小野子線	小野子～小野上行政センター	小野子地区の一部	
8	村上線	村上～小野上行政センター	村上地区の一部	
9	小野子・子持線	小野子～子持中学校		小野子地区
1 0	村上・子持線	村上～子持中学校		村上地区
1 1	上白井線	上白井～中郷小学校～子持中学校	上白井地区 上中郷地区の一部（浅田地区）	
1 2	中郷線	加生～子麓～中郷小学校～子持中学校	子麓地区 上中郷地区の一部（加生地区）	

第2条第1項の表14の項から20の項までを次のように改める。

14	白井線	白井～長尾小学校～ 子持中学校	吹屋地区の一部 白井地区	吹屋地区の一部 (ただし、登校 時の利用は、吹 屋一番地区及び 吹屋二番地区の みとする。) 吹屋原地区の一 部(ただし、下 校時の利用とす る。) 白井地 区
15	栄・溝呂 木線	持柏木～栄～溝呂木 ～赤城南中学校～三 原田小学校	栄地区 溝呂木地区の一部 持柏 木地区の一部	
16	樽・北上 野線	樽～宮田～勝保沢～ 北上野～赤城南中学 校～三原田小学校	樽地区 宮田地 区 南赤城山地 区 勝保沢地区 の一部 見立地 区の一部 北上 野地区 津久田 地区の一部 敷 島地区の一部	樽地区 宮田地 区 南赤城山地 区
17	棚下線	棚下～長井小川田～ 赤城北中学校～津久 田小学校	棚下地区	棚下地区 長井 小川田地区の一 部
18	北赤城山 ・深山線	北赤城山～深山～長 井小川田～赤城北中 学校～津久田小学校	北赤城山地区 津久田地区の一 部 長井小川田 地区の一部	北赤城山地区 津久田地区の一 部 深山地区 長井小川田地区

				の一部
19	下箱田・赤城山線	下箱田～上箱田～赤城山～上南室～北橋中学校～橋小学校	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部 真壁地区の一部
20	八崎・小室線	八崎～北橋中学校 小室～橋北小学校	小室地区の一部	八崎地区の一部

第2条 渋川市通学バス条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表15の項及び16の項を次のように改める。

15	三原田・赤城南線	持柏木～栄～溝呂木～樽～宮田～勝保沢～北上野～赤城南中学校～三原田小学校	栄地区 溝呂木地区の一部 持柏木地区の一部 樽地区 宮田地区 南赤城山地区 勝保沢地区の一部 見立地区の一部 北上野地区 津久田地区の一部 敷島地区の一部	栄地区 溝呂木地区の一部 持柏木地区の一部 樽地区 宮田地区 南赤城山地区
16	津久田・赤城北線	棚下～長井小川田～北赤城山～深山～赤城北中学校～津久田小学校	棚下地区 北赤城山地区 津久田地区の一部 長井小川田地区の一部 深山地区	

第2条第1項の表中17の項及び18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項を18の項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、

令和4年4月1日から施行する。

理 由

通学バスの路線を変更し、利便性を向上させるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行					
（運行区間及び利用対象者） 第2条 通学バスの運行区間及び利用対象者は、次のとおりとする。				（運行区間及び利用対象者） 第2条 通学バスの運行区間及び利用対象者は次 のとおりとする。					
番号	路線名	運行区間	利用対象者		番号	路線名	運行区間	利用対象者	
			以下の地区の児童	以下の地区の生徒				以下の地区の児童	以下の地区の生徒
1	五輪平線	五輪平～古巻公民館	有馬地区の一部	行幸田地区の一部	1	五輪平線	五輪平～古巻公民館	有馬地区の一部、	行幸田地区の一部
2	上村線	神田原～上川島～金島小学校	祖母島地区の一部	川島地区の一部	2	上村線	神田原～上川島～金島小学校	祖母島地区の一部、	川島地区の一部
(略)				(略)					
4	祖母島線	祖母島北部～上川島～金島小学校	祖母島地区の一部	川島地区の一部	4	祖母島線	祖母島北部～上川島～金島小学校	祖母島地区の一部、	川島地区の一部
(略)				(略)					
7	小野子線	小野子 ～小野上行政センター	小野子地区の一部		7	小野子線	四方木～昭和～振興 ～小野上行政センター	小野子地区の一部	
8	村上線	村上 ～小野上行政センター	村上地区の一部		8	村上線	塩川～谷之口～上中尾～伊久保～小野上行政センター	村上地区の一部	
9	小野子・子持線	小野子 ～子持中学校		小野子地区	9	小野子・子持線	四方木～昭和～振興 ～子持中学校		小野子地区
10	村上・子持線	村上 ～子持中学校		村上地区	10	村上・子持線	塩川～谷之口～上中尾～伊久保～子持中学校		村上地区
11	上白井線	上白井～中郷小学校 ～子持中学校	上白井地区	上中郷地区 の一部（浅田地区）	11	上白井線	上白井～中郷小学校 ～子持中学校	上白井上組地区、上白井中組地区及び上中郷地区の一部（浅田地区）	
12	中郷線	加生～子麓～中郷小学校 ～子持中学校	子麓地区	上中郷地区の一部（加生地区）	12	中郷線	加生～子麓～中郷小学校 ～子持中学校	子麓地区、	上中郷地区の一部（加生地区）

(略)

1 4	白井線	白井～長尾小学校～ 子持中学校	吹屋地区の一部 白井地区	吹屋地区の一部（ ただし、登校時の 利用は、吹屋一番 地区及び吹屋二番 地区のみとする。 ）吹屋原地区の 一部（ただし、下 校時の利用とする 。）白井地区
1 5	栄・溝呂 木線	持柏木～栄～溝呂木 ～赤城南中学校～三 原田小学校	栄地区、溝呂木地区の一部、持柏木 地区の一部	
1 6	樽・北上 野線	樽～宮田～勝保沢～ 北上野～赤城南中 学校～三原田小学校	樽地区、宮田地区、 南赤城山地区、 勝保沢地区の一部、 見立地区の一部、 北上野地区、津 久田地区の一部、 敷島地区の一部	樽地区、宮田地区、 南赤城山地区
1 7	棚下線	棚下～長井小川田～ 赤城北中学校～津久 田小学校	棚下地区	棚下地区、長井小 川田地区の一部
1 8	北赤城山 ・深山線	北赤城山～深山～長 井小川田～赤城北中 学校～津久田小学校	北赤城山地区、津 久田地区の一部、 長井小川田地区の 一部	北赤城山地区、津 久田地区の一部、 深山地区、長井小 川田地区の一部
1 9	下箱田・ 赤城山線	下箱田～上箱田～赤 城山～上南室～北橋 中学校～橋小学校	赤城山地区、上南 室地区の一部、上 箱田地区の一部、 下箱田地区の一部	赤城山地区、上南 室地区の一部、上 箱田地区の一部、 下箱田地区の一部
2 0	八崎・小 室線	八崎～北橋中学校、 小室～橋北小学校	小室地区の一部	八崎地区の一部

2 (略)

(略)

1 4	白井線	白井～長尾小学校～ 子持中学校	白井地区	吹屋地区、吹屋原 地区及び白井地区 （ただし、登校時 の利用は、吹屋一 番地区及び吹屋二 番地区並びに白井 地区のみとする。 ）
1 5	栄・溝呂 木線	持柏木～栄～溝呂木 ～赤城南中学校～三 原田小学校	栄地区、溝呂木地区の一部、持柏木 地区の一部	
1 6	樽・北上 野線	樽～宮田～勝保沢～ 北上野～赤城南中 学校～三原田小学校	樽地区、宮田地区、 南赤城山地区、 勝保沢地区の一部、 見立地区の一部、 北上野地区、津 久田地区の一部、 敷島地区の一部	樽地区、宮田地区、 南赤城山地区
1 7	棚下線	棚下～長井小川田～ 赤城北中学校～津久 田小学校	棚下地区	棚下地区、長井小 川田地区の一部
1 8	北赤城山 ・深山線	北赤城山～深山～長 井小川田～赤城北中 学校～津久田小学校	北赤城山地区、津 久田地区の一部、 長井小川田地区の 一部	北赤城山地区、津 久田地区の一部、 深山地区、長井小 川田地区の一部
1 9	下箱田・ 赤城山線	下箱田～上箱田～赤 城山～上南室～北橋 中学校～橋小学校	赤城山地区、上南 室地区の一部、上 箱田地区の一部、 下箱田地区の一部	赤城山地区、上南 室地区の一部、上 箱田地区の一部、 下箱田地区の一部
2 0	八崎・小 室線	八崎～北橋中学校、 小室～橋北小学校	小室地区の一部	八崎地区の一部

2 (略)

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
（運行区間及び利用対象者） 第2条 通学バスの運行区間及び利用対象者は、次のとおりとする。					（運行区間及び利用対象者） 第2条 通学バスの運行区間及び利用対象者は、次のとおりとする。				
番号	路線名	運行区間	利用対象者		番号	路線名	運行区間	利用対象者	
			以下の地区の児童	以下の地区の生徒				以下の地区の児童	以下の地区の生徒
(略)					(略)				
1 5	<u>三原田・赤城南線</u>	持柏木～栄～溝呂木～樽～宮田～勝保沢～北上野～赤城南中学校～三原田小学校	栄地区 溝呂木地区の一部 持柏木地区の一部 樽地区 宮田地区 南赤城山地区 勝保沢地区の一部 見立地区の一部 北上野地区 津久田地区の一部 敷島地区の一部	栄地区 溝呂木地区の一部 持柏木地区の一部 樽地区 宮田地区 南赤城山地区	1 5	<u>栄・溝呂木線</u>	持柏木～栄～溝呂木～赤城南中学校～三原田小学校	栄地区 溝呂木地区の一部 持柏木地区の一部	持柏木地区の一部
1 6	<u>津久田・赤城北線</u>	棚下～長井小川田～北赤城山～深山～赤城北中学校～津久田小学校	棚下地区 北赤城山地区 津久田地区の一部 長井小川田地区の一部 深山地区		1 6	<u>樽・北上野線</u>	樽～宮田～勝保沢～北上野～赤城南中学校～三原田小学校	樽地区 宮田地区 南赤城山地区 勝保沢地区の一部 見立地区の一部 北上野地区 津久田地区の一部 敷島地区の一部	樽地区 宮田地区 南赤城山地区
1 7	<u>下箱田・赤城山線</u>	下箱田～上箱田～赤城山～上南室～北橘中学校～橘小学校	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部 真壁地区の一部	1 7	<u>棚下線</u>	棚下～長井小川田～赤城北中学校～津久田小学校	棚下地区	棚下地区 長井小川田地区の一部
1 8	<u>八崎・小室線</u>	八崎～北橘中学校小室～橘北小学校	小室地区の一部	八崎地区の一部	1 8	<u>北赤城山・深山線</u>	北赤城山～深山～長井小川田～赤城北中	北赤城山地区 津久田地区の一部	北赤城山地区 津久田地区の一部

2 (略)

		学校～津久田小学校	長井小川田地区の一部	深山地区 長井小川田地区の一部
19	下箱田・赤城山線	下箱田～上箱田～赤城山～上南室～北橋中学校～橘小学校	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部 真壁地区の一部
20	八崎・小室線	八崎～北橋中学校 小室～橘北小学校	小室地区の一部	八崎地区の一部

2 (略)